

※検診前に歯科医療機関へお渡しください。

## 歯科医療機関へのお願い 歯周病検診費用の助成制度について

埼玉県深谷市

深谷市では、協力歯科医療機関以外の歯科医療機関で歯周病検診を希望されるかた（節目年齢）を対象に、歯周病検診費用の助成を実施しています。つきましては、貴院での検診希望があった際にはご協力をお願いいたします。

### <制度の概要>

協力歯科医療機関以外の歯科医療機関で歯周病検診を受けた場合、費用を対象者が自費でいったん支払い、その後、対象者から深谷市に申請することで深谷市歯周病検診に準じた内容に限り、検診の費用を対象者に支払う制度（償還払い）です。

### <対象者>

下記の1～2の全てに該当されるかた

1. 現在、歯科治療中でないかた
2. 検診当日、深谷市に住民登録があり、下記のいずれかに該当されるかた（対象者には深谷市歯周病検診受診票を交付しています）

20歳（平成17年4月1日～平成18年3月31日） 50歳（昭和50年4月1日～昭和51年3月31日）  
30歳（平成7年4月1日～平成8年3月31日） 60歳（昭和40年4月1日～昭和41年3月31日）  
40歳（昭和60年4月1日～昭和61年3月31日） 70歳（昭和30年4月1日～昭和31年3月31日）

### <検診回数>

検診期間内に一人1回

### <検診期間>

令和7年 受診券交付日～令和8年2月28日（土）

### <手順>

1. 受診票とマイナ保険証等の住所に間違いがないか、深谷市に住所があるか確認してください。
2. 受診票の本人記入欄が全て記入されているか確認してください。
3. 歯周病検診後、受診票への検診の記録、判定区分、医療機関名、歯科医師名、検診日付の記入をお願いします。
4. ご本人に受診票（2枚目および3枚目）、領収書、検診にかかる費用の明細がわかるものをお渡しください。

### <注意事項>

- ・受診票に記載のある検診項目の自己負担分のみが助成の対象となります。（ただし、上限額4,000円）

#### 【問い合わせ先】

〒366-0823 埼玉県深谷市本住町17-1  
深谷市保健センター 保健指導係 電話 048-575-1101  
(平日8:30～17:15)